



# 第54回 定時株主総会 招集ご通知

---

## 日 時

2019年12月26日(木曜日) 午前10時  
受付開始 午前9時

## 場 所

岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11  
じゅうろくプラザ 5階 中会議室1  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

## 議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

## 目 次

株主の皆様へ	1
第54回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
(提供書面)	
事業報告	16
連結計算書類	30
計算書類	40
監査報告	47

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

第54期の当社グループの成果としまして、昨今の建設業界にとって最大の課題となっております「働き方改革」を積極的に推進し、現場技術者の就労時間の削減に取り組むとともに、当社の強みである「職人型現場力」に更に磨きをかけるべく社員教育に注力してまいりました。また、営業面では、東京営業所を開設するなど営業エリアの拡大を図るとともに、中国青島のリゾート施設の企画設計管理業務を受注するなど、成長・発展を遂げることができました。

造園業とは、お客様の住空間に「美しさや豪華さ」、「利便性や安全・安心」を提供するのみならず、「癒やしや快適さ」、「健康増進と自己治癒力の活性化」、そして「地球環境の保護や復元」など、多くの使命を与えられた事業であると認識しております。

当社は創業者の確立した「匠」の技術を強みとして、造園業界唯一の上場企業というアドバンテージを活かし、造園業に与えられた使命と真摯に向き合い、お客様や社会から必要とされる会社となるべく努力するとともに、企業価値の向上を通じて株主の皆様のご期待にお応えする所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後もご一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2019年12月  
代表取締役社長 小栗達弘

株 主 各 位

証券コード 1438

2019年12月11日

岐阜市茜部菱野四丁目79番地の1

株式会社岐阜造園

代表取締役社長 小栗達弘

## 第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月25日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 議決権の行使についてのご案内



株主総会への出席により  
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。



書面により  
議決権を行使していただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月25日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

記

<p><b>1 日 時</b></p>	<p>2019年12月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）</p>
<p><b>2 場 所</b></p>	<p>岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11 じゅうろくプラザ 5階 中会議室1 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)</p>
<p><b>3 目的事項</b></p>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第54期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>2. 第54期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件</p>
<p><b>4 議決権の行使についてのご案内</b></p>	<p>2頁に記載の【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.gifu-zohen.co.jp/>)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円 総額は29,032,380円  
なお、中間配当金として1株につき金15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金35円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年12月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位、担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の 株 式 数
1	お ぐり みち ひろ 小 栗 達 弘 (1944年5月17日生)	1969年3月 当社入社 1970年2月 常務取締役 1988年4月 専務取締役 2005年4月 代表取締役社長（現任） 2005年7月 株式会社景匠館取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社景匠館 取締役	281,930株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>小栗達弘氏は、1970年2月に常務取締役に就任し、2005年4月からは代表取締役社長として長年にわたり当社グループの経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、造園業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
2	やま だ ひとし 山 田 準 (1951年3月18日生)	1970年3月 当社入社 1987年3月 設計部長 1993年11月 取締役設計部長 2008年1月 専務取締役設計部長 2018年10月 専務取締役ガーデンエクステリア事業部 担当（現任）	15,800株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>山田準氏は、1993年11月に取締役に就任し、当社グループの経営に携わってきました。同氏は長年にわたり設計部門を統括し、当社グループの技術力の向上、新たな商品価値の創造に取り組んでおり、当社グループの事業活動に関する豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	おぐりえいいち 小栗栄一 (1971年10月2日生)	1993年4月 有限会社サテライトオフィス入社 1995年4月 当社入社 2009年3月 営業部長 2013年6月 取締役営業部長 2016年5月 常務取締役営業部長 2018年10月 常務取締役ランドスケープ事業部担当 (現任)	29,900株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>小栗栄一氏は、2013年6月に取締役に就任し、当社グループの経営に携わってきました。同氏は、営業部門における経験から、高度な知識及び豊富な人脈を有しております。同氏には、長年の営業部門での経験に裏打ちされた営業戦略の作成・実行が期待できることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>		
4	ふなはしけいいち 舟橋恵一 (1954年3月3日生)	1972年3月 当社入社 1993年11月 営業部長 2004年5月 取締役営業部長 2012年1月 設計部不動産担当 2015年1月 取締役管理部担当 (現任)	15,300株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>舟橋恵一氏は、2004年5月に取締役に就任し、当社グループの経営に携わってきました。同氏は、長年にわたり造園業界に携わっており、取締役営業部長、取締役管理部担当を歴任しております。同氏は造園事業をはじめとした当社グループ全般にわたる幅広い知識や経験を活かした経営戦略の策定・実行を期待できることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>		
5	のむらひでき 野村英樹 (1969年8月15日生)	1992年3月 当社入社 2012年1月 名古屋事業部長 2016年5月 取締役名古屋事業部長 2018年10月 取締役ランドスケープ事業部長 (現任)	2,900株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>野村英樹氏は、2016年5月に取締役に就任し、当社グループの経営に携わってきました。同氏は、重要な営業エリアである名古屋地域を統括する名古屋事業部長としての経験を有しており、併せて東京及び大阪営業所の開設にも深く関与してきました。同氏には、今後も重要な戦略拠点である名古屋、東京、大阪の三大都市圏における成果が期待できることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	川下保博 (1949年7月3日生)	1971年7月 藍造園設計事務所開業 1975年1月 株式会社規松緑化建設(現株式会社景匠館)設立 取締役 1995年5月 同社代表取締役社長(現任) 2011年12月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社景匠館 代表取締役社長	10,100株
取締役候補者とした理由 川下保博氏は、1975年1月に当社子会社の株式会社景匠館の前身である株式会社規松緑化建設の取締役に就任しており、2011年12月からは当社の取締役も兼任し、当社グループの経営に携わってまいりました。同氏は造園業における豊富な経験を有するとともに経営者としての資質、知識及び実績を備えており、当社グループの企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
7	山本秀樹 (1968年8月21日生)	1996年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2000年4月 公認会計士山本秀樹事務所設立 所長(現任) 2003年4月 有限会社アルファコンサルティング(現株式会社アルファコンサルティング)設立 代表取締役(現任) 2007年7月 アルファ税理士法人設立 代表社員(現任) 2010年6月 中央発條株式会社 社外監査役(現任) 2016年5月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士山本秀樹事務所 所長 株式会社アルファコンサルティング 代表取締役 アルファ税理士法人 代表社員 中央発條株式会社 社外監査役	800株
社外取締役候補者とした理由 山本秀樹氏は、2016年5月に取締役に就任しており、取締役会において、経営に関する有益な意見や他の取締役に対する質問等を行うことで、取締役会における監督機能としての役割を果たしております。また、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しており、当社グループの経営監督機能の強化への貢献が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	※ なか はら まさ み 中原正美 (1947年5月1日生)	1971年6月 株式会社思永館(現株式会社エクシス)入社 1994年3月 同社 取締役営業本部長 1996年8月 同社 常務取締役 1998年7月 同社 代表取締役社長 2018年10月 同社 代表取締役社長を退任	一株
社外取締役候補者とした理由 中原正美氏は、九州の大手エクステリア商社である株式会社エクシスで、代表取締役社長として長年にわたり経営の指揮を執ってきました。同氏は造園・エクステリア業界における豊富な経験や人脈を有するとともに、経営者としての資質、知識及び実績を備えており、当社グループの企業価値向上や経営監督機能の強化への貢献が期待できるため、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山本秀樹氏、中原正美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社と山本秀樹氏とは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。同氏の再任が承認された場合、同氏との契約を継続する予定であります。また、中原正美氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、山本秀樹氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、中原正美氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 山本秀樹氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年7か月であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	井川智康 (1947年6月30日生)	1971年10月 株式会社岐阜新聞社入社 2000年11月 株式会社岐阜新聞岐阜放送アドツーカー（現株式会社プラド）代表取締役社長 2004年1月 株式会社中濃オリコミ 取締役 2008年4月 株式会社中日岐阜サービスセンター顧問 2013年2月 当社顧問 2013年6月 常勤監査役（現任） 2014年12月 株式会社景匠館 監査役（現任）	一株
監査役候補者とした理由 井川智康氏は、過去に代表取締役社長を務めた実績等があり、企業経営に関して豊富な知見、経験を有しております。当該企業経営に関する知見、経験は当社における監査役としての職務執行を十分に果たすことができると判断し、引き続き監査役候補者としております。			
2	加藤孝浩 (1969年3月21日生)	1991年4月 佐藤澄男税理士事務所（現税理士法人名南経営）入所 1998年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2002年4月 公認会計士登録 2005年10月 加藤孝浩会計事務所開設 所長（現任） 2006年12月 クローバー・ブレイン株式会社設立 代表取締役（現任） 2008年6月 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング 社外監査役（現任） 2015年1月 当社社外監査役（現任）	800株
社外監査役候補者とした理由 加藤孝浩氏は、公認会計士としての専門的知識並びに豊富な経験等を通じ、財務・会計に関する十分な知見を有しております。同氏には、その知識、経験に裏付けがなされた社外監査役としての職務執行が期待できるため、引き続き社外監査役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	かわしまのりこ 川島典子 (1969年7月21日生)	2002年4月 川島和男法律事務所入所 2008年12月 行政書士登録 2009年6月 司法書士登録 川島典子司法書士事務所開設 所長 (現任) 2015年12月 当社社外監査役(現任)	一株
社外監査役候補者とした理由 川島典子氏は、司法書士、行政書士として培われた法律知識を有しております。同氏には、法律面から監査役としての職務執行が期待できるため、引き続き社外監査役候補者としております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 加藤孝浩氏、川島典子氏は、社外監査役候補者であります。
2. 当社と加藤孝浩氏、川島典子氏とは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。両氏の再任が承認された場合、両氏との契約を継続する予定であります。
3. 加藤孝浩氏、川島典子氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって加藤孝浩氏が4年11か月、川島典子氏が4年となります。
4. 当社は、加藤孝浩氏、川島典子氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

## 第4号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び子会社の取締役・使用人に対してストック・オプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第1号及び第3号の報酬等に該当し、当社の取締役の報酬額は、2016年5月31日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内とする旨を承認いただき今日にいたっておりますが、当該報酬とは別枠で当社取締役（社外取締役を除く）に対し、報酬として年額30百万円（社外取締役を除く）の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき併せて、ご承認をお願いするものであります。なお、第2号議案が原案通り承認されますと取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の新株予約権は、当社及び子会社の取締役・使用人の業務執行の状況、貢献度等を基準として割られるものであり、またその額が一般的なストック・オプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると考えます。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

当社及び子会社の取締役・使用人の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものです。

### 2. 新株予約権の内容及び数の上限等

#### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び子会社の取締役・使用人

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式60,000株を上限とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができる。

(3) 発行する新株予約権の総数

600個を本株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は当社の普通株式100株とする。ただし、上記（2）に従い株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うこととする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が、割当日における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

新株予約権割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から2028年1月31日まで。

(7) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人たる地位を有することを要するものとする。但し、任期満了に伴う退任、定年退職等の正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人によるは新株予約権の行使は認めない。
- ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は上記①の資本金等増加限度額から、上記①の増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書（会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。）について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ② 当社は、新株予約権者が上記（7）に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（５）に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記（６）に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（６）に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（８）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由  
上記（７）及び（９）に準じて決定する。

(12) 新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証書を発行しないものとする。

(13) 新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) その他の新株予約権の内容

上記に記載のない新株予約権の内容については、取締役会決議において定めるものとする。

以 上

## (提供書面)

# 事業報告

(自 2018年10月1日  
至 2019年9月30日)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦への懸念や地政学的リスク等、海外情勢に起因する先行き不透明感が依然として残るものの、個人消費は底堅く推移し、堅調な企業収益を背景に緩やかな回復基調が継続しました。

建設業界においては、オフィス環境の改善や店舗の新築・改装等を中心に民間設備投資が漸増傾向にあり、公共投資についても既存インフラの管理や防災等を中心に安定的に推移しております。一方で、建設業就業者数の減少及び高齢化は深刻であり、労働力の確保が喫緊の課題となっております。

このような状況の下で、当社グループは、最大の強みである職人型現場力を発揮できる工事を受注するとともに、東京営業所を新規開設し、営業エリアを引き続き拡大しました。また、働き方改革を推進し、労働環境の改善に加え、人材の確保・育成計画の見直し等、事業規模の継続的拡大に向けた動きを本格化しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,088,282千円（前連結会計年度比8.9%増）、営業利益は306,013千円（同21.4%増）、経常利益は280,088千円（同9.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は173,419千円（同0.4%減）となりました。

#### ②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は369,006千円であります。その主な内容は当社本社屋の建替及び関連する用地取得に係る投資364,508千円であります。

#### ③資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 (2016年9月期)	第 52 期 (2017年9月期)	第 53 期 (2018年9月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (2019年9月期)
売 上 高 (千円)	4,054,656	3,808,210	3,752,678	4,088,282
経 常 利 益 (千円)	429,595	249,884	256,894	280,088
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	285,138	175,278	174,154	173,419
1株当たり当期純利益 (円)	280.92	124.06	119.96	119.46
総 資 産 (千円)	2,885,694	3,397,697	3,470,365	3,698,061
純 資 産 (千円)	1,716,853	2,324,433	2,406,966	2,542,062

- (注) 1. 当社は、2016年5月31日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これに伴い、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社は2016年10月31日を払込期限とする公募増資を実施し、423,200千円の資金調達を行っております。また、2016年11月30日を払込期日とする第三者割当増資を実施し、38,934千円の資金調達を行っております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額になっております。

## ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 (2016年9月期)	第 52 期 (2017年9月期)	第 53 期 (2018年9月期)	第 54 期 (当事業年度) (2019年9月期)
売 上 高 (千円)	2,628,829	2,570,328	2,587,923	3,044,710
経 常 利 益 (千円)	346,075	236,879	214,151	261,110
当 期 純 利 益 (千円)	228,217	170,827	147,059	161,328
1 株当たり当期純利益 (円)	224.85	120.91	101.30	111.13
総 資 産 (千円)	2,382,714	2,943,235	3,010,438	3,269,912
純 資 産 (千円)	1,578,197	2,178,292	2,235,223	2,357,814

(注) 1. 当社は、2016年5月31日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。これに伴い、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 当社は2016年10月31日を払込期限とする公募増資を実施し、423,200千円の資金調達を行っております。また、2016年11月30日を払込期日とする第三者割当増資を実施し、38,934千円の資金調達を行っております。

## (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 景 匠 館	58,500千円	100.0%	住宅団地の公共緑地及び戸建住宅の庭園・外構工事の設計・施工及びメンテナンス

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、緑化政策や自然療法をはじめ、造園に対する社会的需要が高まり続けている一方で、経験豊富な職人の不足や高齢化、労働力人口の減少に伴う求人難など、厳しい状況が続いております。このような中で、当社グループは、持続的な事業拡大に向け、以下の項目を重要な対処すべき課題として取り組んでまいります。

##### ①人材の確保と育成

当社グループが行う造園緑化事業では、設計や施工に関する技術は専門性が高く、熟練を要するため、一朝一夕では習得することが困難です。しかしながら、顧客に求められる品質・納期・価格を達成するためには、より多くの技術者を擁し、技術力をいっそう向上させることが必須であります。このため、今後の事業展開においては、優秀な人材の確保・育成及び技能の伝承が重要な課題となります。

現在、様々な業界において求人倍率が高まっており、優秀な人材を獲得すべく、新卒・中途採用ともに業種を超えた競争状態にあります。このような状況において、当社は造園緑化事業の価値・魅力を積極的に発信するため、会社説明会の開催や合同企業展への参加、求人サイト・求人広告への掲載など、多彩なメディアを活用することに加え、インターンシップ制度の積極的な活用により、高等学校や大学との関係をより一層強化し、学生への認知度を高め、造園緑化事業として唯一の上場企業という優位性を活かすことで、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、「働き方改革」を推進することで従業員の生産性を高めるとともに、現場技術者の教育訓練を強化するための教育プログラムの充実を図ることにより人材育成を加速し、多くの現場経験を積むことで技能を伝承してまいります。

##### ②営業エリアの拡大

事業規模を拡大するためには、新規取引先の開拓と営業エリア拡大が必須であると認識しております。このための具体的なエリア戦略として、現在の主たる営業エリアである東海・近畿地区の他、関東地区への商圏拡大を目的として本年3月に開設しました東京営業所の増員を行い、更なる営業強化を図ってまいります。これに伴い、東京・大阪・名古屋を中心とした三大都市圏を拠点とし、その近郊へと営業エリアを拡大するとともに、中国をはじめとする海外市場への進出も視野に入れ、事業規模の拡大を目指してまいります。

また、営業エリアの拡大と並行し、同業種のほか異業種も視野に入れたM&Aや、相乗効果が期待できる企業との事業提携等のアライアンスに関しても積極的に推進してまいります。

③内部管理体制の強化

経営環境の変化に適応しつつ、更なる事業拡大を推進し企業価値を向上させるためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要な課題であると認識しております。当社グループでは、内部統制の実効性の向上に向けた環境・体制を柔軟かつ適正に整備し、コーポレート・ガバナンスの充実に繋げていくことにより内部管理体制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

事業区分	事業内容
ランドスケープ	公共施設や商業施設等の造園緑化工事の設計・施工及びメンテナンス
ガーデンエクステリア	住宅団地の公共緑地及び戸建住宅の庭園・外構工事の設計・施工及びメンテナンス

(6) 主要な営業所 (2019年9月30日現在)

①当社

本社	岐阜県岐阜市
名古屋支店	愛知県名古屋市
長久手営業所 (パインズ長久手)	愛知県長久手市
大阪営業所	大阪府大阪市
東京営業所	東京都千代田区

②子会社

株式会社景匠館	本社 (大阪府大阪市)
---------	-------------

(7) **使用人の状況** (2019年9月30日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
102名(4名)	7名増(3名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
77名(4名)	5名増(2名減)	41.0歳	10.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2019年9月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社十六銀行	239,920千円
株式会社池田泉州銀行	50,000

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年9月30日現在)

- ①発行可能株式総数 4,000,000株  
 ②発行済株式の総数 1,451,800株  
 ③株主数 903名  
 ④大株主 (上位10位)

株主名	持株数	持株比率
小栗達弘	281,930株	19.4%
小栗勝郎	177,830	12.2
小栗洋行	172,430	11.8
岐阜造園社員持株会	92,900	6.3
株式会社十六銀行	70,000	4.8
小栗博文	55,000	3.7
大橋美智子	54,900	3.7
株式会社光通信	38,000	2.6
石村藤夫	30,000	2.0
小栗栄一	29,900	2.0

- (注) 1. 当社は自己株式181株を保有しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ①取締役及び監査役の状況 (2019年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	小 栗 達 弘	株式会社景匠館 取締役
専 務 取 締 役	山 田 準	ガーデンエクステリア事業部担当
常 務 取 締 役	小 栗 栄 一	ランドスケープ事業部担当
取 締 役	舟 橋 恵 一	管理部担当
取 締 役	野 村 英 樹	ランドスケープ事業部長
取 締 役	川 下 保 博	株式会社景匠館 代表取締役社長
取 締 役	山 本 秀 樹	公認会計士山本秀樹事務所 所長 株式会社アルファコンサルティング 代 表取締役 アルファ税理士法人 代表社員 中央発條株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	井 川 智 康	株式会社景匠館 監査役
監 査 役	加 藤 孝 浩	加藤孝浩会計事務所 所長 クローバー・ブレイン株式会社 代表取締 役 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジ ニアリング 社外監査役
監 査 役	川 島 典 子	川島典子司法書士事務所 所長

- (注) 1. 取締役山本秀樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤孝浩氏及び監査役川島典子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役加藤孝浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ②責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

## ③取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区	分	員	数	報 酬 等 の 額
取 (う ち 社 外 取 締 役)			6名 (1)	52,754千円 (2,400)
監 (う ち 社 外 監 査 役)			3 (2)	8,180 (4,800)
合 (う ち 社 外 役 員)			9 (3)	60,934 (7,200)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年5月31日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2016年5月31日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。
4. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

#### ④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山本秀樹氏は、公認会計士山本秀樹事務所所長、株式会社アルファコンサルティング代表取締役、アルファ税理士法人代表社員及び中央発條株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加藤孝浩氏は、加藤孝浩会計事務所所長、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役及び株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役川島典子氏は、川島典子司法書士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取 締 役	山 本 秀 樹	当事業年度に開催された取締役会14回中12回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	加 藤 孝 浩	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、監査役会14回中14回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	川 島 典 子	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席し、監査役会14回中13回に出席し、司法書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

#### ②報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会で決議し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を整備・運用しております。概要は以下のとおりであります。

##### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ・取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- ・法令違反又はコンプライアンスの懸念事象を予防及び発見するため、通報制度を「内部通報規程」に基づき運営する。
- ・内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役に報告する。

##### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の業務の執行に係る重要な情報は文書又は電磁的媒体に記録し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できるように適切に保存する。
- ・保存又は管理する電磁的記録については、セキュリティを確保し、情報の毀損や流出を防止する。

##### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理の統括部署として、管理部経営企画課を主幹部署と定め、全社的なリスク管理体制を確立する。また、「リスク管理規程」に従い、当社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
- ・基幹システムについては、大規模災害又は障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するため、バックアップを整備する。
- ・不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長の指示の下、損失の低減と早期の正常化を図る。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じ開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
  - ・業務分掌規程及び職務権限規程により、職務執行に係る権限・責任を明確にする。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行う。
  - ・内部監査部門は、社内規程に基づき子会社の経営全般に関する管理運営状況、業務執行状況を監査し、業務の正確性及び信頼性を確保する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、監査役の意見、関係者の意見を十分考慮して、適切な使用人を配置するものとする。
  - ・監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。また、当該使用人の任命、解任、懲戒、評価については、監査役の事前の同意を要する。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役は、監査役に対し、法令に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項について速やかに報告する。
  - ・使用人は、監査役にコンプライアンスに関する報告・相談を直接行うことができる。
  - ・当社は、上記報告・相談を行った使用人等に対し、監査役に相談・通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行わない。
  - ・内部監査、内部通報及び各委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
  - ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
  - ・重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査役は取締役会に出席するとともに、稟議書等重要な決裁案件の回付を受ける。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、その実効性を確保するために必要な環境の整備を行う。
  - ・監査役は、各部門に対して、随時、必要に応じ監査への協力を求めることができる。
  - ・監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

### ⑨反社会的勢力の排除に関する体制

- ・役員及び使用人は、いかなる場合においても反社会的勢力等との接点を持たないように努める。
- ・反社会的勢力に関する属性確認は、「反社会的勢力排除規程」等に基づいて行う。
- ・暴力追放推進センター及び県警等からの情報収集に努め、有事の際には連携して対応にあたる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①コンプライアンスに関する取組

- ・当社では、原則として毎月1回、取締役、常勤監査役、部門長で構成されるコンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンスの推進に関する基本方針、重要事項等を審議しております。
- ・内部通報規程に基づき管理部経営企画課に内部通報窓口を設置し、社員等からの違反行為等に関する通報又は相談を受け付けております。内部通報窓口にて受け付けられた通報又は相談については、管理部経営企画課にて調査がなされ、違法行為等が明らかとなった場合には社長に報告し、コンプライアンス是正のための措置を講じております。
- ・内部監査部門は監査計画を作成し、日常業務が法令及び定款に適合し、かつ社内規程に則り適正に運営されているか監査を実施しております。監査の結果は社長に報告がなされ、必要となる対策を実施しております。

### ②リスク管理体制の強化

- ・管理部経営企画課は、各部門のリスク管理状況について監査を行い、リスク管理方法に問題がある場合には管理責任者への報告を行います。また、管理責任者は問題についての改善を実施しております。

### ③企業グループにおける業務の適正の確保

- ・子会社の重要事項を決定する場合には、関連する当社の管轄役員及び本部長を交えた合議制とする運用を行っております。
- ・内部監査部門による子会社監査を年1回以上行っております。

### ④監査役の監査体制

- ・常勤監査役は、取締役会のみならず、重要な会議体に参加し、当社の業務執行に関する重要な情報を逐次、監査役に報告しております。

# 連結貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,398,155</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>927,486</b>
現金及び預金	1,693,242	支払手形・工事未払金	334,660
受取手形・完成工事未収入金	593,202	短期借入金	200,000
未成工事支出金	75,019	1年内返済予定の長期借入金	40,080
その他	38,789	未払法人税等	75,796
貸倒引当金	△2,099	未成工事受入金	92,495
		賞与引当金	26,338
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,299,905</b>	完成工事補償引当金	8,245
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>967,363</b>	その他	149,870
建物及び構築物	383,874	<b>固 定 負 債</b>	<b>228,512</b>
土地	530,853	長期借入金	49,840
建設仮勘定	28,845	役員退職慰労引当金	147,688
その他	23,790	退職給付に係る負債	29,198
		その他	1,785
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>11,853</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,155,999</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>320,688</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
投資有価証券	110,928	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,535,326</b>
繰延税金資産	32,771	資本金	292,167
保険積立金	61,924	資本剰余金	233,465
その他	125,904	利益剰余金	2,009,936
貸倒引当金	△10,839	自己株式	△243
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>6,736</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,698,061</b>	その他有価証券評価差額金	6,736
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,542,062</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,698,061</b>

## 連結損益計算書

( 自 2018年10月1日 )  
( 至 2019年9月30日 )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,088,282
売上原価	2,989,084
売上総利益	1,099,198
販売費及び一般管理費	793,184
営業利益	306,013
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	3,300
受取地代家賃	6,201
保険返戻金	10,516
その他	6,660
	26,683
営業外費用	
支払利息	1,474
投資有価証券評価損	35,964
不動産賃貸費用	5,578
固定資産除却損	7,735
その他	1,856
	52,609
経常利益	280,088
税金等調整前当期純利益	280,088
法人税、住民税及び事業税	106,127
法人税等調整額	541
当期純利益	173,419
親会社株主に帰属する当期純利益	173,419

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2018年10月1日)  
(至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	292,167	233,465	1,887,326	△117	2,412,842
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△50,809		△50,809
親会社株主に帰属する 当期純利益			173,419		173,419
自己株式の取得				△126	△126
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	122,609	△126	122,483
当 期 末 残 高	292,167	233,465	2,009,936	△243	2,535,326

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△5,876	△5,876	2,406,966
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△50,809
親会社株主に帰属する 当期純利益			173,419
自己株式の取得			△126
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12,612	12,612	12,612
当期変動額合計	12,612	12,612	135,095
当 期 末 残 高	6,736	6,736	2,542,062

## 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	1社
主要な連結子会社の名称	株式会社景匠館

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、当連結会計年度末において販売用不動産の残高はありません。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7年～45年
---------	--------

## (3) 重要な引当金の計上基準

## ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## ③ 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績割合に基づく見積額を計上しております。

## ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

## (6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**【表示方法の変更】**

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

**【連結貸借対照表に関する注記】**

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	303,661千円
土地	314,665千円
計	618,326千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	30,000千円
長期借入金	20,000千円
計	250,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 142,940千円

**【連結株主資本等変動計算書に関する注記】**

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,451,800	—	—	1,451,800
合計	1,451,800	—	—	1,451,800
自己株式				
普通株式	89	92	—	181
合計	89	92	—	181

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年12月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	29,034	20	2018年9月30日	2018年12月26日
2019年5月13日 取 締 役 会	普通株式	21,775	15	2019年3月31日	2019年6月3日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年12月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	29,032	20	2019年9月30日	2019年12月27日

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については、経営計画及び資金繰りを考慮し、必要な資金を銀行借入等により調達する場合があります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算後4年であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、当社の監視のもと、同様の管理をしております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 ( 千 円 )	差 額 ( 千 円 )
(1) 現 金 及 び 預 金	1,693,242	1,693,242	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	593,202	593,202	—
(3) 投 資 有 価 証 券	105,938	105,938	—
資産計	2,392,384	2,392,384	—
(1) 支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金	334,660	334,660	—
(2) 短 期 借 入 金	200,000	200,000	—
(3) 未 払 法 人 税 等	75,796	75,796	—
(4) 長 期 借 入 金 ( ※ )	89,920	89,824	△95
負債計	700,376	700,281	△95

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形・工事未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額4,990千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

**【1 株当たり情報に関する注記】**

1 株当たりの純資産額	1,751円19銭
1 株当たりの当期純利益	119円46銭

**【重要な後発事象に関する注記】**

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,939,968</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>769,071</b>
現金及び預金	1,416,660	支払手形	93,690
受取手形	65,996	工事未払金	172,323
完成工事未収入金	369,835	短期借入金	200,000
未成工事支出金	58,071	未払金	50,396
原材料及び貯蔵品	4,060	未払費用	58,909
前渡金	25	未払法人税等	75,796
前払費用	4,295	未成工事受入金	77,833
その他	23,044	前受り	13,582
貸倒引当金	△2,021	前受り	1,472
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,329,943</b>	前受り	436
<b>有形固定資産</b>	<b>905,456</b>	賞与引当金	19,325
建物	342,165	完成工事補償引当金	4,484
構築物	19,795	その他	821
機械及び装置	140	<b>固 定 負 債</b>	<b>143,026</b>
車両運搬具	7,422	退職給付引当金	29,198
工具、器具及び備品	15,914	役員退職慰労引当金	113,668
土地	491,173	その他	160
建設仮勘定	28,845	<b>負 債 合 計</b>	<b>912,098</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>5,299</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	5,299	株主資本	2,357,020
その他	0	資本剰余金	292,167
<b>投資その他の資産</b>	<b>419,186</b>	資本剰余金	233,465
投資有価証券	95,153	資本準備金	233,465
関係会社株	127,341	利益剰余金	1,831,630
出資	30	利益準備金	12,876
破産更生債権等	5,139	その他利益剰余金	1,818,754
長期前払費用	2,705	別途積立金	960,000
繰延税金資産	31,993	繰越利益剰余金	858,754
保険積立金	53,462	<b>自 己 株 式</b>	<b>△243</b>
その他	108,501	評価・換算差額等	793
貸倒引当金	△5,139	その他有価証券評価差額金	793
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,269,912</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,357,814</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,269,912</b>

## 損 益 計 算 書

( 自 2018年10月 1 日 )  
( 至 2019年 9 月30日 )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,044,710
売上原価	2,200,446
売上総利益	844,264
販売費及び一般管理費	556,945
営業利益	287,319
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,807
受取地代家賃	6,201
保険返戻金	10,516
その他の	6,137
営業外費用	
支払利息	768
投資有価証券評価損	35,964
不動産賃貸費用	5,578
固定資産除却損	7,735
その他の	1,826
経常利益	261,110
税引前当期純利益	261,110
法人税、住民税及び事業税	103,448
法人税等調整額	△3,666
当期純利益	161,328

## 株主資本等変動計算書

(自 2018年10月1日)  
(至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自 己 式 株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			利 益 剩 余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剩 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金				
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金				
当 期 首 残 高	292,167	233,465	233,465	12,876	960,000	748,234	1,721,111	△117	2,246,627
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△50,809	△50,809		△50,809
当 期 純 利 益						161,328	161,328		161,328
自 己 株 式 の 取 得								△126	△126
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	110,519	110,519	△126	110,393
当 期 末 残 高	292,167	233,465	233,465	12,876	960,000	858,754	1,831,630	△243	2,357,020

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△11,404	△11,404	2,235,223
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△50,809
当 期 純 利 益			161,328
自 己 株 式 の 取 得			△126
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12,197	12,197	12,197
当 期 変 動 額 合 計	12,197	12,197	122,591
当 期 末 残 高	793	793	2,357,814

## 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (3) たな卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、当事業年度末において販売用不動産の残高はありません。

原材料

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～39年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績割合に基づく見積額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額から、中小企業退職金共済制度における給付相当額を控除した額を計上しております。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

### 5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 【表示方法の変更】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

### 【貸借対照表に関する注記】

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

建物	295,365千円
土地	274,985
計	570,350

##### (2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
-------	-----------

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

119,852千円

#### 3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社景匠館	39,920千円
---------	----------

#### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	260千円
--------	-------

### 【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高	10,800千円
------------	----------

### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	181株
------	------

## 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	47,308千円
退職給付引当金	8,736
役員退職慰労引当金	34,009
投資有価証券評価損	11,359
その他	28,553
繰延税金資産小計	129,966
評価性引当額	△96,442
繰延税金資産合計	33,523
繰延税金負債	
保険積立金	△1,530
繰延税金負債合計	△1,530
繰延税金資産の純額	31,993

## 【関連当事者との取引に関する注記】

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社景匠館	直接 100.0%	債務保証 役員の兼任	子会社の 銀行借入 に対する 債務保証 (注)	39,920	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 銀行借入に対して当社が債務保証を行っております。なお、保証料の受領はしておりません。

## 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	1,624円27銭
1株当たり当期純利益	111円13銭

## 【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月25日

株式会社岐阜造園  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 圭 祐 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今 泉 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岐阜造園の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岐阜造園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月25日

株式会社岐阜造園  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 水上圭祐 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 今泉 誠 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岐阜造園の2018年10月1日から2019年9月30日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月26日

株式会社岐阜造園 監査役会

常勤監査役 井川 智 康 ⑩

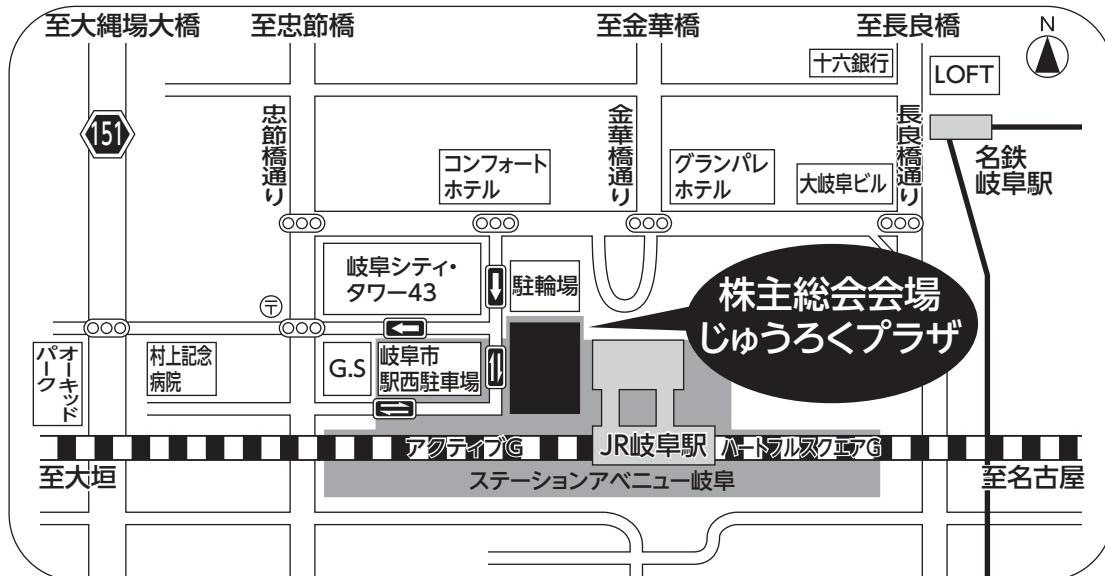
社外監査役 加藤 孝 浩 ⑩

社外監査役 川島 典 子 ⑩

以上

# 株主総会会場ご案内図

〈会場〉じゅうろくプラザ 5階 中会議室1  
 岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11  
 T E L. (058) 262-0150(代)



## 〔交通機関のご案内〕

- JR岐阜駅より ..... 徒歩/約2分
- 名鉄岐阜駅より..... 徒歩/約7分
- 岐阜各務原I.Cより約10km ..... 車/約15分
- 岐阜羽島I.Cより約15km ..... 車/約20分

## 〔駐車場のご案内〕

- ※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。
- 会場周辺は禁煙地域となっております。

